

粧工連通知 20220002 号

2022 年 6 月 3 日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会  
技術委員長 北垣雅人

日本化粧品工業連合会 SPF 測定法基準について（追補）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会では、2020 年 2 月 21 日付「日本化粧品工業連合会 SPF 測定法基準の改定について」（2020 粧工連 004 号）を自主基準として運用しておりますが、この自主基準に取り入れた ISO24444（2019）につきまして、2022 年 3 月に ISO24444:2019/Amd.1:2022 として一部修正点が ISO（国際標準化機構）から発行されました。

今後、SPF 測定を行う場合には ISO24444:2019/Amd.1:2022 に則って測定いただくようよろしくお願い致します。ISO24444（2019）からの主な修正点は下記のとおりです。ご留意くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、ISO24444:2019/Amd.1:2022 は日本規格協会から購入いただけます。

[https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo\\_id=ISO+24444%3A2019%2FAmd+1%3A2022](https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo_id=ISO+24444%3A2019%2FAmd+1%3A2022)

敬具

記

「ISO24444:2019/Amd.1:2022」による主な修正点

- (1) (6.4.5.2) 紫外線照射光源の光束強度均一性の評価において、多出力装置の全光束の平均均一性が90%以上であることに加えて、「個々の出力光束の均一性が85%未満にならないこと」が必要となった。
- (2) (8.2.2) 製品表示のためのSPFを測定する際に用いる標準試料の規定において、SPF表示が24以下の場合、「P2又はP3標準試料を使用する」から「附属書Cに記載されているいずれの標準試料も各被験者に使用してよい」ことに変更された。
- (3) (10.3) 測定結果よりSPFを計算する際の統計基準において、統計基準は

「被験製品及び標準試料に適用される」から「被験製品のみに適応される」に変更された。標準試料については、各標準試料の平均SPF値が、附属書Cに記載された許容限界の範囲に入っていることが必要である。

- (4) (C.5.3.3) 附属書Cに記載されている標準試料P6の粘度が「 $16000\text{mPas}^{-1}$  ~  $19000\text{mPas}^{-1}$ 」から「 $17000\text{mPas}^{-1}$  ~  $19000\text{mPas}^{-1}$ 」に変更された。

以 上